学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課・義務教育課
高校教育課・特別支援教育課

１　改正の理由

義務教育費国庫負担金の算定基準の変更に伴い、学校職員の特殊勤務手当に関する規則に所要の改正を行う。

２　改正の内容

教員特殊業務手当（部活動指導関係）を以下のとおり改正する。

<table>
<tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr>
<tr><th>要件</th><th>支給額</th><th>要件</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td>週休日又は休日等に、部活動における児童又は生徒の指導業務に引き続き３時間程度従事した場合</td><td rowspan="2">日額 2,700 円</td><td>改正なし</td><td rowspan="2">日額 3,900 円</td></tr>
<tr><td>半日勤務が割り振られた日の正規の勤務時間外に、部活動における児童又は生徒の指導業務に引き続き３時間程度従事した場合</td><td>改正なし</td></tr>
</table>

３　施行期日

令和８年４月１日

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和　年　月　日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第　号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第５号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

高校教育課

学校職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

改 正 案	現　行
（教員特殊業務手当の額） 第４条　（１）～（４）　（略） （５）　条例第24条の３第１項第４号の業務のうち前条第１項第３号のイ及びウの業務　3,900円 （６）　（略）	（教員特殊業務手当の額） 第４条　（１）～（４）　（略） （５）　条例第24条の３第１項第４号の業務のうち前条第１項第３号のイ及びウの業務　2,700円 （６）　（略）